

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

制定：令和 2年 4月24日法務省令第34号

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

令和 2年 4月24日法務省令第34号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三十七条第一項ただし書（同法第四十二条及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十四日 法務大臣 三好 雅子

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
(面接の省略)	(面接の省略)
第二十一条 法第三十七条第一項ただし書（法第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第二十一条 法第三十七条第一項ただし書（法第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
[一～七 略]	[一～七 同上]
八 <u>災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により面接を行うことが困難であると認められる場合であって、地方委員会が、第二十八条、第三十一条又は法第四十一条（第三十条に定めるものを含む。）に定める基準に該当するか否かを判断するために必要な事項を把握することができたとき。</u>	[号を加える。]
備考 表中の [] の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
